

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立 企教中 学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、児童（生徒）一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童（生徒）の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（Ⅰ）自校の課題

- ・ コミュニケーション能力が低く、人間関係トラブル（SNS等のネット含）が起きている。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

① いじめに対する正しい認識を共通理解する

- ・ いじめは人間として許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという認識をもつ。
- ・ 生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
- ・ いじめは成長過程にある生徒が集団で学校生活を送る上で発生するものであることから、積極的に認知に取り組み、早期発見・早期対応に努める。
- ・ 教職員一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、日頃から生徒の小さなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行うとともに、日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 生徒理解研修や校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高め、いじめに対する正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。
- ・ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。

- ・ いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識を持つこと。
- ・ 定期的に「いじめの実態把握に特化したアンケート」や「生活アンケート」を実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通じた発達支持的生徒指導を展開する。
- ・ いじめの早期対応にあたっては、教職員がいじめの発見や通報を受けたこと等を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会等で共有し、職員と保護者で協力して継続的に取り組む。

③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。

- ・ 入学時をはじめ各年度の開始時等において、いじめについて学校の方針を説明し、生徒・保護者・地域からの理解と協力を得る。(入学式・始業式・懇談会等)
- ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている子が安心して学校生活を送るために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・ 日頃より家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。暴力行為や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力することも視野に入れて対応する。

④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。

- ・ 月の全市一斉「いじめ防止強化月間」において、中学校区での話し合い等により決めた生徒の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ防止に向けた取組を行う。
- ・ 9月の全市で実施する「いじめに関するアンケート(全市一斉アンケート)」を効果的に活用する。アンケート実施後は、全生徒に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
- ・ 9月の全市一斉アンケートの際に、保護者にいじめの取組や児童生徒の状況を確認するアンケートを実施し、積極的にいじめに係る情報を収集する。

⑤ いじめの未然防止や再発の防止について、平時から備えておく。

- ・ いじめ再発防止策を確認し、学校として組織的に対応に当たる。
- ・ いじめ問題に対するガイドラインやチェックリストを職員室内で確認できるようにする。

⑥ 学校はいじめの問題に対して、早期解決のために状況の把握、指導、見守りを行う場である。

いじめた者に対して反省を促すなどの対応は行うが、罰を与える場ではない。

(3) 教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して児童生徒理解に努める。
生徒が発する小さなサインに気付けるよう、日頃の関わりを大切にしていける。
- ② いじめを見抜く感性を磨く
いじめは、教職員の目の届きにくいところで起こりやすい。教職員自身がいじめを見抜く感性を磨き早期発見に努める。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢
生徒の話を最後まで傾聴し、不安や悩み等を受け止め、問題解決に向けて粘り強く対応する。
- ④ 「自信」と「やる気」を引き出す授業
教職員と生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、生徒の「自信」と「やる気」を引き出す。
- ⑤ 居心地のよい学校・学級づくり
教職員と生徒及び生徒相互の温かい人間関係を基に、学校や学級を生徒にとって落ち着ける場にする。
- ⑥ 互いに個性を認め合う学級経営
生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、生徒同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営に努める。
- ⑦ いじめは許さないという学級風土
道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日ごろから人権感覚を育む環境づくりに努め、いじめを許さない学級風土をつくる。
- ⑧ いじめ問題の早期解決
いじめが発生した場合は、早急に状況を整理して指導を行うなど、毅然とした姿勢で対応する。
- ⑨ 日常の姿を観察
アンテナを高くして、生徒の少しの変化も見逃さないように、日頃の生徒一人一人の様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。
- ⑩ 一人一人の心の理解
企救ノート等を通した心の交流をしたり、休み時間や清掃時間も生徒と一緒に活動したりして、全生徒に1日に1回は声かけするよう心がける。
- ⑪ 教職員間で連携・協力して問題の解決にあたる
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、責任をもって他の教職員に協力を求め、管理職に報告する。
- ⑫ 生徒や保護者からの声に誠実に応える
日頃から、いじめられている子やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※いじめ防止対策推進法には、保護者の責務も示されています。いじめ問題の解決に向けてご家庭でもご協力をお願いいたします。

(4) 保護者としての役割

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
- ② 学校は、気になる様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。

2 いじめの未然防止・早期発見のための措置

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ 生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・ 常日頃より児童生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための措置

① アンケート

- ・ 学期に1回以上の「いじめの実態把握に特化したアンケート」調査により、いじめの実態を把握する。
- ・ いじめ早期発見のために、日頃から家庭と連携して生徒を見守る。
- ・ 9月に行われる全市一斉のいじめに特化した「いじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）」を活用し、学校全体でいじめの実態を把握する。アンケート実施後は、全生徒に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
- ・ 9月に保護者へのアンケート（児童生徒のいじめの状況確認及び学校のいじめ防止に関する取組について）を実施し、いじめの実態を把握する。
- ・ 「心の健康観察」を実施し、児童生徒の言動だけではわからない「小さな SOS」を把握し、支援が必要な児童生徒の早期発見に努める。

② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上の定期的な教育相談により、いじめの実態の把握に努める。
- ・ 教職員と生徒の日常のコミュニケーションをより大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・ 家庭訪問等を通して教職員と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識する場を設定する。

③ その他

- ・ 休み時間や放課後等さまざまな場面で、教職員で生徒を見守り、動きを把握する体制づくりを行う。
- ・ 学校行事や全校集会、学年集会、学級活動において常に「自分や他人を大切にする。」よう呼び掛けていく。
- ・ 日記や企救ノート、相談箱を設置すること等から、生徒の悩みを把握する。
- ・ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）やSNSを用いた相談を周知する。
- ・ 生徒を加害に向かわせない、被害に遭わせない等、生徒の健全な育成の観点から、警察と情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築を行う。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方 ・ 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。 ・ 被害生徒の安全を確保し、加害生徒には毅然とした態度で指導する。 ・ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応 ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。 ・ 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。 ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに専任生徒指導主事や管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。 ・ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。 ・ いじめと認知したものについては、校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。 ※ 月末統計報告で「いじめの実態調査」を教育委員会に提出する。 ・ 解決困難な問題への対応については、中立的な視点から法的助言を受けられる弁護士（スクールロイヤー）を活用することで問題の早期解決を図る。 ・ いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じされるおそれがある場合は、速やかに保護者と連携し、各関係機関につなぐ。
(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援 ・ いじめを受けた生徒から、事実関係の聴き取りを行う。 ・ いじめを受けた生徒や保護者に学校の対応状況、また学校として安全に過ごせる環境を整えることや秘密を守ることを伝える。 ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。 ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等で判明した事実は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。 ・ いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、寄り添い支える。 ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。 ・ 認知したいじめは解決に向けて、3か月以上継続して見守る。 ・ いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、いじめを行った生徒との関係修復を目指す。
(4) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言 ・ いじめを行った生徒から事実関係の聴き取りを行う。 ・ いじめが確認された場合、組織的に対応し、謝罪や二度としないことの約束等を行う。 ・ 聴き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。 ・ 保護者と連携して、対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。 ・ 生徒にいじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。 ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、継続的に指導する。 ・ いじめを行った生徒の保護者にも協力を要請し、いじめを受けた生徒との関係修復を目指す。
(5) 認知したいじめの解消 ・ いじめに係る行為が止んでいること（被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。）を定期的に確認する。 ・ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。）を定期的に確認する。
(6) ネット上のいじめへの対応 ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるよう保護者に協力を求める。 ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署と連携し、適切に援助を求める。 ・ 生徒が悩みを抱え込まないよう、相談できる関係機関についても生徒に周知する。 ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者についても携帯電話（スマートフォン）の取り扱いや家庭での管理などに関して理解と協力を求める。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われるとき

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から
丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署と連携し、適切に援助を求める。

4 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】 4月3日	職員会議① (生徒理解)	9月1日 ～30日	いじめ防止強化月間 <u>いじめの実態把握に特化したアンケート②(全市一斉アンケート)・面談</u>
4月8日	始業式 学校いじめ防止基本方針について説明	9月10日	学級活動(いじめ問題に関する取組)
4月10日	入学式 学校いじめ防止基本方針について説明	9月28日 ～30日	教育相談②
4月24日	PTA総会 学校いじめ防止基本方針について説明	10月6日 ～10月8日	保護者懇談会②
5月13日	<u>いじめ防止研修パッケージの実施①</u>	【後期】 10月15日	校内研修会③(アンケート結果を基にした取組の確認)
6月3日	<u>いじめの実態把握に特化したアンケート①</u>	12月3日 ～8日	保護者懇談会③(3年のみ)
6月8日 ～12日	教育相談①	12月23日	職員会議③(前期の取組の点検・評価及び後期の取り組み等の確認)
7月14日 ～16日	保護者懇談会①	1月8日	<u>いじめの実態把握に特化したアンケート③</u>
7月17日	校内研修会①(アンケート結果を基にした取組の確認)	1月12日 ～15日	教育相談③
7月21日	職員会議② (前期の取組の点検・評価、9月いじめ防止強化月間取り組みの確認等)	1月20日	校内研修会④(アンケート結果を基にした取組の確認)
8月20日	校内研修会② (いじめのチェックポイントを活用して等)	3月24日	職員会議③(1年間の取組の点検・評価、児童(生徒)理解等)
8月26日	中学校区ミーティング		

5 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
 - ・ 基本方針に基づく計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
 - ・ いじめの疑いに関する情報があった場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
 - ・ いじめの認知
 - ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
 - ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体
- ※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会組織

《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長		教頭	
教務主任		専任生徒指導主事	
第1学年主任		第2学年主任	
第3学年主任		生徒支援加配	
養護教諭			

《外部関係者等》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー		スクールソーシャルワーカー	
スクールサポーター			

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長のほか、委員の半数以上の出席により定期的に開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、半数以上の出席がなくても臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※定例会は少なくとも月に1回以上行う

期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月3日	組織発足・顔合わせ 委員会活動方針確認 いじめ防止基本方針の確認	8月26日	夏季休業中の情報共有 後期活動方針検討	1月8日	冬季休業中の情報共有
7月17日	取組評価アンケート実施① 前期の状況確認・情報共有 夏季休業中の連絡体制確認 前期の委員会活動の点検・ 評価及びいじめ防止基本方 針の検討	10月15日	取組評価アンケート実施② 後期の状況確認・情報共有 いじめアンケート及び面談 結果について 冬季休業中の連絡体制確認 後期の委員会活動の点検・ 評価及びいじめ防止基本方 針の検討	3月19日	取組評価アンケート③ 年間活動の評価 次年度のいじめ防止基本方 針および委員会活動方針検 討、確定

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。

③ 関係機関・相談機関一覧表

関係機関		相談機関	
機関名	連絡先	機関名	連絡先
教育委員会学校教育部 生徒指導課 特別支援教育相談センター	582-2369 921-2230	24時間子ども 相談ホットライン ハートケア北九州 (北九州少年サポート センター)	881-4152 881-7830 (月～金 9時～17時 45分)
子ども総合センター	881-4556	子ども人権110番 (法務局・地方法務局)	0120- 007-110 (月～金 8時30分～1 7時15分)
小倉南区 子ども・家庭相談コーナー	951-0115	いのちの電話	671-4343 (24時間)
小倉南警察署 生活安全課	923-0110	チャイルドライン	0120- 99-7777 (月～土 16時～21時)
精神保健福祉センター	522-8729		
わかぞの教育支援室	941-7867		

6 重大事態とは

（重大事態の定義）

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。）

① 校内設置の場合

ア 校内いじめ問題対策委員会を活用

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ 校内いじめ問題対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- ※ 学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。教育委員会と連携して調査報告書を作成する。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ※ アンケート結果をいじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告（※ 教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

② 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力